

避難行動要支援者登録ができます (お住まいの市町)

避難行動要支援者とは、医療的ケアが必要な方や、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障がい者など、災害時に何らかの支援が必要な方を指します。お住まいの市町で、避難行動要支援者の登録を受け付けています。事前に登録しておくことで、災害時の避難や安否確認などの支援を受けやすくなり、市町の個別避難計画*作成につながりやすくなります。

※災害時に確実な支援が受けられるとは限りません。日頃から十分に備えましょう。

【問合せ先】

小田原市	福祉政策課	0465-33-1863 (直通)
箱根町	福祉課	0460-85-7790 (直通)
真鶴町	保険福祉課	0465-68-1131 (代表)
湯河原町	社会福祉課・介護課	0465-63-2111 (代表)

*個別避難計画とは

- 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等(避難行動要支援者)の避難支援等を実施するための計画です。
- 令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、取組が進められています。

保健師がご相談に応じます

保健福祉事務所では、保健師が難病や小児慢性特定疾病をお持ちの方やそのご家族、支援者の方などの相談に応じています。災害の備えについて、心配事や困り事がありましたらご相談ください。



【問合せ先】

小田原保健福祉事務所

電話：0465-32-8000(代)

FAX：0465-32-8138

保健予防課(難病)

保健福祉課(小児慢性特定疾病)



小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町にお住まいの
小児慢性特定疾病・難病の方向け

今から始める 災害の備え

～ 災害から身を守るために ～



近年地震、風水害が発生していますが、どのように備えていますか？
小児慢性特定疾病・難病の方は災害時にこれらのことが心配されます。

必要な医療・看護・
介護が受けられない

薬・医療材料が
手に入らない

自力での避難が
難しい

災害時は行政や医療機関も被災し、
すぐに支援を受けることが難しい場合があります。
まずは自分自身の安全を守り、治療を継続しながら生活できるよう、
このリーフレットを参考に災害の備えについて考えましょう。

小田原保健福祉事務所

緊急時持ち出し物品を準備しましょう

災害に備えた物品を、最低3日間分を目安に準備しておきましょう。

基本的な持ち出し物品に加えて、保険証(マイナンバーカード)やお薬手帳、お薬の説明書、受給者証のコピー、治療薬、お薬を飲む為の水、医療材料、医療的ケアに必要な電源など、ご自身の状態に合わせて必要な物品を事前に準備しておきましょう。お薬や医療材料等については、1週間分以上備蓄しておきましょう。

基本的な持ち出し物品 最低3日分



自身の状態に合わせた 必要な物品 最低1週間分



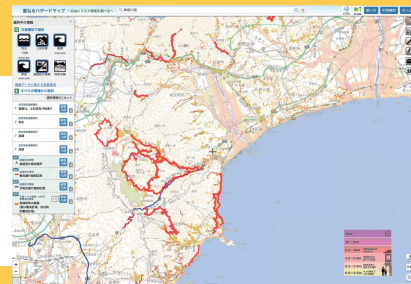
避難場所の確認をしておきましょう

ハザードマップや避難場所を確認し、普段から災害時の避難方法について考えておきましょう。ご家族とも、どこに避難するのか話し合っておきましょう。一人で避難が困難な方は、日ごろから隣近所や親戚などに避難の協力をお願いしておきましょう。



身のまわりの災害リスクを調べる

国土交通省・国土地理院
「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



活用しましょう! 災害用伝言サービス

災害用伝言ダイヤル(NTT東日本の場合)

災害用伝言ダイヤルは、災害時に被災地へ通信が集中し、繋がりにくい状況になった場合に提供される声の伝言板です。



利用方法

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって伝言の録音、再生を行ってください。

「171」にダイヤル

伝言の録音 1 を入力

伝言の再生 2 を入力

被災地の方の電話番号を入力

災害用伝言板 web 171

災害用伝言板(web171)は、インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。災害用伝言ダイヤルと相互連携し、双方の登録伝言をどちらからも確認することができます。

ケガはありません。



利用方法

災害時には伝言板にメッセージを書き込んでください。

※利用者登録を行うと、伝言登録時に通知されます。

NTT東日本・NTT西日本
「災害用伝言板(web171)」
<https://www.web171.jp/>



point

災害用伝言ダイヤルも災害用伝言板web171も、毎月1日・15日などに体験利用ができます。いざという時に活用できるよう、ご家族や支援者の方と試してみましょう。

